



第 8 回 JSPO 総務発第 18 号
令和 8 年 5 月 13 日

加盟団体 事務局長 様

公益財団法人日本スポーツ協会
事務局長 岩 田 史 昭

スポーツ活動中の熱中症事故等の防止について(依頼)

平素より当協会スポーツ推進事業に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、スポーツ庁から別添資料のとおり、当協会宛にスポーツ活動における熱中症事故の防止について依頼がありましたのでご通知いたします。

スポーツ活動中の熱中症事故は、こまめに休憩をとり、正しく対策することで予防することができます。暑熱環境下のスポーツ活動では、水分補給だけでなく、積極的に身体冷却(外部冷却・内部冷却)を実施することが重要となります。貴団体におかれましては、引き続き、関連するスポーツ大会や各種事業における熱中症事故の防止にご留意くださるようお願い申し上げます。

記

1. 依頼内容

スポーツ庁資料および当協会の取組を参考に、各団体におかれましても、熱中症事故等の防止に向けた具体的な取組の実施・強化について、積極的にご対応いただきますようお願いいたします。

2. 同封資料

スポーツ庁「スポーツ活動における熱中症事故の防止について(依頼)」

3. 参考情報

①公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ

「熱中症を防ごう」

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html>

「熱中症予防運動指針」

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>

「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid1437.html#guidebook>

②スポーツ活動中の暑熱対策に関する JSPO 対応方針

当協会では、以下の対応方針のもと、各事業において個別の指針を定め、スポーツ活動中の熱中症予防に努めております。

スポーツ活動中の暑熱対策に関する JSPO 対応方針(抜粋)

1. JSPO が開催する事業においては、「熱中症予防運動指針(JSPO 策定)」に基づき、暑さ指数(WBGT)31℃以上の場合、スポーツ活動を原則中止とする(特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもや高齢者の場合には中止すべき)。
2. 暑熱環境下においてスポーツ活動を実施する場合は、以下の対策を講じるものとする。
 - (1) 競技ルールや慣例にとらわれず、参加者の休憩時間(水分補給や身体冷却のための時間)を設定する。
 - (2) 環境条件に応じて活動時間を調整する(時間帯の変更、活動時間の短縮など)。
 - (3) 参加者が積極的に身体冷却を行えるよう環境を整備する(複数の冷却方法を準備できると良い)。
 - (4) 参加者の体調チェックを毎日実施し、体調が悪い場合は、その日の活動を中止させる。
 - (5) 万一に備えた救急体制を構築し、医師又は看護師の常駐はもとより、熱中症に特化した対応※を、速やかに実施できるように準備する。
※ 救急車の要請⇒涼しい場所への避難⇒身体冷却
3. 暑さ指数(WBGT)に基づくスポーツ活動実施の可否判断を行うフローを取り決め、参加者へ事前に周知する。
→環境条件に応じてスポーツ活動を中止する可能性があることを事前に周知する。

【本件に関するお問合せ先】

総務部総務課 池原

TEL:03-6910-5801

Email:soumu@japan-sports.or.jp

スポーツ科学研究室 石田

TEL: 03-6910-5806

Email:spolab@japan-sports.or.jp